

---

## 令和元年第3回川場村議会定例会会議録第1号

---

令和元年6月6日（木曜日）

---

### 議事日程 第1号

令和元年6月6日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 一般質問
  - 日程第 5 議案第20号 川場村税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 6 議案第21号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 7 議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
  - 日程第 8 議案第23号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第1号）について
  - 日程第 9 報告第 1号 平成30年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 星野孝之君 | 2番  | 飯塚貞次君  |
| 3番 | 丸山敏雄君 | 4番  | 黒田まり子君 |
| 5番 | 新木敏郎君 | 6番  | 津久井俊雄君 |
| 7番 | 細谷市衛君 | 8番  | 角田文雄君  |
| 9番 | 角田宣治君 | 10番 | 小菅秋雄君  |

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|           |        |        |       |
|-----------|--------|--------|-------|
| 村長        | 外山京太郎君 | 副村長    | 宮内実君  |
| 教育長       | 宮内伸明君  | 総務課長   | 角田圭一君 |
| 住民課長      | 宮田重雄君  | 健康福祉課長 | 栞原達也君 |
| むらづくり振興課長 | 戸部正紀君  | 田園整備課長 | 小林巧君  |
| 教育委員会事務局長 | 布施伸一郎君 | 会計管理者  | 入澤栄子君 |

---

事務局職員出席者

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 田中玲子 | 書記 | 小林伸寛 |
|------|------|----|------|

## ◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第3回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、新たな議会構成による最初の定例会であり、村民の皆様も村議会における活発な議論をより一層に注視し、期待していただいていることと存じます。村民に開かれた議会運営に十分ご配慮いただくとともに、諸課題について活発な審議が行われますことを心からお願い申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正案を初め、和解及び損害賠償の額を定めることについて、一般会計補正予算案など、各般にわたる議案の提出が予定されておりますが、議員各位には、慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げるとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第3回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長を初め議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

さきの議会臨時会において、議長・副議長を初め、各委員会の議会構成が決定となり、議員の皆様方にとりましては、改選後初の定例会となるわけですが、執行部においてはスムーズな議会運営に鋭意努力したいと考えているところであります。

さて、5月27日に、田園プラザ内の水田で川場小学校5年による「田植祭」が開催されました。ことしは韓国国家均等発展委員会のソン・ジェホ委員長及びミス日本酒のお二人にもご参加をいただきました。伝統の衣装に身を包んだ児童による献穀祭の再現に、報道関係者や多くの一般の見学者も訪れ、川場村の春の風物詩として定着をしてみりました。

また、6月1日には、村の活性化に取り組む若者グループ「縁人」による田んぼアートの田植イベントが開催をされました。村の若者や世田谷区民30名余りの参加のもと、令和と書かれた額を掲げる「かわたん」を図柄に田植えが行われました。この図案は多くの小学生から応募のあった中で、6年生から提案されたものであります。絵柄は7月から8月にかけて見ごろとなり、観光客の目を楽しませてくれるものと思います。また、秋の収穫が楽しみであり、豊作を願うところでもあります。

平成7年より川場中学3年生をアメリカ、スターバリーへ派遣し、国際交流事業に努めてまいりましたが、一昨年よりスターバリーから川場への訪村団が来村をしております。本年は、6月3日から12日までの間、14歳から17歳を中心とした14名が来村し、川場の自然・文化に触れ、ホームステイや小中学校訪問を通じて、村民との交流を図っていただいているところであります。この交流をさらに深め、国際社会で活躍できる子供たちを育成してまいりたいと考えております。

一方、6月1日に東京2020オリンピック聖火リレーのルートが組織委員会より発表がありました。群馬県の聖火リレーは、令和2年3月31日に県東部の館林市から出発をし、川場村には4月1日に参ります。聖火リレーを通して川場村の田園景観や田園プラザを広くアピールしていきたいと考えております。また、多くの村民の方にも沿道での声援などで参加をしていただき、歴史と記憶に残るオリンピックになることを期待しております。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正に関する案件2件、補正予算案件1件、繰越明許費計算書報告1件、その他3件、合わせて7件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

---

### ◎開会・開議

午前9時07分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番丸山敏雄君、4番黒田まり子さんを指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月12日までの7日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月20日、利根郡町村議会議長会の総会が開催され、役員が改選が行われました。お手元に

配付してある総会結果のとおり、会長に片品村の星野栄二議長が選任され、副会長にみなかみ町の小野章一議長が選任されました。また、監事には、昭和村の永井一行議長と私が選任されました。

5月28日、全国町村議会議長会による令和元年度町村議会議長・副議長研修会が、東京都千代田区「東京国際フォーラム」で開催され、出席してまいりました。

研修会のテーマは「これからの町村議会を考える」と題して、昨年度「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」「住民に開かれた議会」「地域振興のために特別な取り組みをした議会」の審査基準により特に顕著な実績があると認められ、町村議会特別表彰を受賞されました長野県喬木村議会議長・京都府与謝野町議会議長及び鳥取県若桜町議会議長から、それぞれの先進的な事例発表があり、いずれの取り組みもすばらしいもので、今後の議会活動の参考となる発表でした。

5月30日、31日の2日間にわたり、みなかみ町「松乃井」において群馬県町村議会議長会の臨時総会及び議長・事務局長研修会が開催され、出席いたしました。

臨時総会においては、正副会長及び監事が選任されました。会長には、引き続き上野村の仲澤太郎議長が再任され、副会長には、玉村町の高橋茂樹議長が再任、榛東村の南千晴議長が新任され、監事には、東吾妻町の須崎幸一議長と昭和村の永井一行議長が、それぞれ新任されました。

また、研修会では、「住民自治の根幹としての議会力・議員力の発揮へ」と題して、長野県飯綱町前議会議長の寺島涉氏により、議員経験、議長経験を生かした実践的な講演をしていただき、また「心身の健康を育むぐっすり快眠術」と題して、睡眠コンサルタントの友野なお氏から、人間が健康に生活するためには、質のよい睡眠をとることが大事であるとの講演を拝聴しました。どちらの講演も大変勉強になり、有意義な研修となりました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4番黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） それでは、通告に従いまして、外山村長の公約「新たなVISION」の実現に向けて質問をさせていただきます。

外山、村長の公約「新たなVISION」は、1、川場村新拠点構想の推進、2、川場村ふるさと人材（グローバル人材）育成構想の推進、3、林業成長産業化事業の推進、4、子育て環境の整備、高齢者の生きがい対策の充実、5、世界に向けて開かれた農山村を目指す、の5つに象徴されていますが、この5つの実現に向けて伺います。

任期4年の中で、それぞれどのように進めていくのか、その推進計画と具体的な施策はどのような

ものか、どうぞお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の私の選挙公約であります「新たなビジョン5つの実現に向けて、任期4年の中でのそれぞれをどのように進めていくのか、その推進計画と具体的な施策はどのようなものか」についてお答えをいたします。

「川場村新拠点構想の推進」につきましては、優良農地であるのにもかかわらず、区画整理や農作業道が未整備の上宿原地区のほ場整備を進め、農業の振興を図るとともに、あわせて公有地を創設し、役場庁舎を初めとする公共施設を整備するものであります。現在の役場庁舎は、昭和48年に竣工したもので、耐震性には大きな問題を抱えており、早急な庁舎整備が必要であります。来年度中には、ほ場整備の採択申請を国や県へ提出し、令和4年度には、ほ場整備を完了させ、令和6年度中には庁舎を移転したいと考えております。また、役場新庁舎完成に合わせて、図書館等の各種施設を順次整備してまいる予定であります。

「川場村ふるさと人材育成構想の推進」につきましては、地域を支える人材で、なおかつ世界でも活躍できるような人材、いわゆる「グローバル人材」を育成することが急務であり、既に策定済みの「川場村教育大綱」や「川場村教育行政方針」に基づいて、積極的に推進をしていく所存であります。これは、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した小中一貫教育による川場学や英語教育の充実が主な柱となりますが、特に、地域の方々の指導のもとに行われるリンゴの摘果や、古式衣装を身につけた田植え祭や写真学習などを子供たちが経験することにより、ふるさとへの強い愛着心が醸成され、川場村に生まれてよかったと強く実感するとともに、生きていく上での大きな自信となるものと考えております。

また、今後も児童生徒数の減少が進むことが予想されますが、そうした場合においても教育の質が低下しないよう、役場庁舎の移転が済み次第、校舎一体型の小中一貫校を整備していくことを考えているところであります。

「林業成長産業化事業の推進」につきましては、農業プラス観光に環境をあわせた村づくりを推進するうえで、林業振興は欠かすことのできない事業であります。これまで村内83%を占める森林資源の有効活用について、木材コンビナートや廃熟農業を推進してまいりましたが、今後は、森林環境譲与税を活用し、森林の経営管理を担う意欲と能力のある経営者の育成、また、キノコ原木等の生産資材の導入の円滑化やまきなどの特産林産物の生産など、新たなブランドづくりに臨みたいと考えております。

「子育て環境の整備・高齢者生きがい対策の充実」につきましては、安心して子育てをすることが

できる環境の整備として、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供し、「子供を産み、育てるなら川場」と思っていただけのようなサービスの提供に努めます。また、地場産業を充実させるなど、雇用を生み出し、住宅や宅地の整備により、村内各所で子供たちの遊ぶ声が聞こえる村づくりを目指します。さらに、老人クラブと子供たちが連携した事業を一層充実させるとともに、スポーツクラブの有効活用などを推進し、健康寿命が1年でも長くなるよう努めます。

「世界に向けて開かれた農山村を目指します」につきましては、一昨年度からアメリカ・スターバリー地区から十数名の来村があり、本年度は14名が6月3日から6月12日まで川場村に滞在しております。

川場中の3年生をスターバリー地方へ派遣するだけではなく、現地の子供や一般住民の方々を受け入れることにより、相互の交流が充実するとともに、村民の国際理解が深まるものと考えております。また、子供たちが外国の方々と触れ合う機会がふえることで外国語を一層身近に感じるとともに、物おじすることなく、積極的にコミュニケーションをとれるような環境づくりを進めていきたいと思っております。また、近年は、アメリカを初め、韓国、フランスなど、世界各国から閣僚・官僚級の来村があり、それをステップに世界へ川場村を発信すべく構想を練っている現状であります。

新たなビジョンとして、5つの項目を掲げましたが、全ての項目が重なり合っただけの「全村民幸福の村づくり」であり、一つでも欠けてしまえば、目指す村づくりが不完全なものとなってしまいます。

また、財源不足を補うために、国や県の補助事業を有効に活用すべく情報収集に全力を傾けているところでありますが、制度上、事業採択に時間を要するところがあることを申し添えさせていただきます。

今までの4年間でつくり上げた土台をさらに強固なものとし、全ての事業を後退させることなく、「もっと前へ」をモットーに村政を担っていく所存であります。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、黒田まり子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

4の子育て環境の整備・高齢者生きがい対策の充実というところで、そこで2点ですけれども、空き家の活用については、どのような支援策を考えていらっしゃいますでしょうか。先ほど子育て世代包括支援センター、そういう名前が出てきたので、それをもう少し詳しくお知らせください。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 空き家対策につきましては、従前から川場村内に空き家の調査等をやって

おりますが、なかなか川場村におきましては、空き家がないと申しませんが、その空き家を村に、またそういった事業に提供していただけるというところが数少ないのが現状であります。そういう中で、特に地域おこし協力隊等は、川場村に住むというのが条件でありますので、そういった家が必要であるわけですが、引き続き村内のそういった調査を進めて、また、そういった事業等に、村に貸していただけるような空き家等を探し、またそういったところで活用してまいりたいというところでございます。

子育て環境につきましては、川場村のニュータウンが14区画の販売を行いまして、一般等のアパート等の建設はございますが、そういう中で、販売できるのもあと1区画ということになっておりまして、非常に村外からの若い世代が川場に移り住んでいただき、こども園、小学校等の入学増が図られました。これによりまして、あれだけ大きい規模でなくても、村内にまたそういった場所を設けることによって、村外の人たちが川場に移り住むという可能性が見えてまいりましたので、より充実した子育て支援を考えていって、また、減少する子供たちを補うこともできるように推進をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） この全て1から5に全部かかってくると思いますが、さきほど村長がおっしゃったように、この全て5つの推進事業が全村民幸福の村をつくるために全て必要なことだと本当にそう思いますけれども、それを進めるに当たって、例えば川場村の新拠点構想の推進の場合とか、ほかの先ほどの子育ての場合の子育て包括支援センターですか、そういうもの全てにかかわってくると思うのですが、そこにどうやってその住民参加といいますか、住民の意識をどう反映していくかというところのお考えはどのようなものでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

各課において、いろいろ事業を行っているわけでございますが、今ご指摘の村民の参加ということでございますが、事業におきましては、新拠点構想につきましては、昨年、私のほうで村民向けに発表させていただいた経緯がございます。そういう中で具体的に、ほ場整備等を進める中で、役場庁舎の移転から始まるわけでございますが、そういったときに、区長さんを初め、いろいろな方にまたご意見を聞く場所も設ける必要があるんだということでございますので、それにつきましては、順次事業を進める中で、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ありがとうございます。

ぜひ広く年齢、世代、性別を超えていろいろな方から意見が反映された新拠点構想であったり、この5つの事業に全てかかわりますし、反映されているのかと思います。

この5つの事業を進めていく中で、住民参加、特に若者世代の意識を反映させていくということは、これからの未来に大きくかかわってくると思います。特に若者たち、子育て世代のセンスとか、生き方とか、感覚を生かした拠点づくりになったらいいと思いますが、その辺は特に若者に対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 先人が築いたこの川場村は、やはり歴代の人たちが将来を考え、村を残すということを考えていただいたということでございまして、まさにその30年ビジョンは、30年先の川場に住む人たちがこの川場において、やはり快適に、また安心、安全の上で住んでいただくということでございますので、その30年を担う現在の若い人たちに、幅広く意見を聞く必要があるかなということでもあります。

先ほど申しましたように、縁人等も非常に若い人たちのグループであり、また幅広く村内の人たちも参加をしているというところでございますので、そういった人たちを踏まえて、また、こども園等の役員さんたちもいるわけでございますので、そういった若い人たちの団体を中心に意見を聞くような場所も場合によっては設けてまいりたいということでもあります。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） はい、ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 以上で4番黒田まり子さんの質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## ◎日程第5 議案第20号 川場村税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第20号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 川場村税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する

法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布され、本年10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げを受け、関連する川場村税条例の一部を改正する必要があることから、提案するものであります。

改正の主なものは、10月1日施行の軽自動車税の環境性能割の導入に当たり、三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までに行われた場合、軽自動車税の環境性能割を非課税とするものであります。

また、日本赤十字社が所有する三輪以上の軽自動車で群馬県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして村長が定めるものに対しては、軽自動車税の環境性能割を非課税とするものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第21号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第21号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行することになりました。

この改正に伴い、所得の少ない者に対する保険料軽減の強化に関する所要の改正を行うものであり

ます。

具体的には、所得の段階別に減額賦課に係る減額幅の基準を定め、第1段階の保険料、基準額「3万6,700円」を「3万600円」に、2段階保険料基準額「6万1,200円」を「5万1,000円」に、第3段階保険料基準額「6万1,200円」を「5万9,200円」に軽減するものがあります。

今回の一部改正について、ご理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号 川場村介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案説明を申し上げます。

平成31年1月29日火曜日正午ごろ、同年1月26日の降雪により、川場村文化会館の北側屋根に発生したツララが落下し、文化会館建物から3メートル以上の間隔で駐車をしていた宮内申明氏所有の自家用車のボンネット及び富井貴弘氏所有の自家用車のリアガラス等が破損する事故が発生いたしました。

今回の損害賠償額について、車両所有者宮内申明氏及び富井貴弘氏との交渉の結果、同意が得られたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案し、議会の議決を求める

ものであります。

なお、損害賠償額については、川場村が加入する全国町村会総合賠償保険にて全額支給されることを申し添え、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第8 議案第23号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第23号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第23号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,245万円とするものであります。

歳入は、地方交付税3,371万5,000円、国庫支出金724万7,000円、県支出金378万4,000円、諸収入2,150万円をそれぞれ追加して計上をいたしました。

次に歳出は、主なものについてご説明を申し上げます。

第2款総務費は、2,355万9,000円を追加計上いたしました。公有林火災保険料、分譲地購入費であります。

第3款民生費は、106万2,000円を追加計上いたしました。学童クラブ備品購入費であります。

第4款衛生費は、149万8,000円を追加計上いたしました。風しん追加的対策に係る抗体検

査、予防接種委託料であります。

第6款農林水産業費は、760万円を追加計上いたしました。農業費として、新規就農総合支援事業補助金、小規模土地改良事業調査設計業務委託料及び工事費請負費、林業費として、林道修繕費であります。

第7款商工費は、2,531万5,000円を追加計上いたしました。住民税非課税者及び3歳未満児を対象としたプレミアム付商品券業務委託料であります。

第8款土木費は、641万9,000円を追加計上いたしました。村道未登記分測量登記委託料、村営住宅維持補修工事請負費であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで休憩し、休憩中に担当課長の細部説明を求めます。

午前9時39分休憩

---

午前9時57分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。1番星野孝之君。

〔1番 星野孝之君発言〕

○1番（星野孝之君） 質問させていただきます。

9ページの9目地域づくり事業費の地域おこし協力隊報酬2名分、2名増員ということですが、これ村の特別職に値すると思うのですが、その2名の任務内容を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えします。

この地域おこし協力隊2名分につきましては、現時点で決定した方というのはおりません。積極的に制度を活用するというのと、事案が発生した場合に、村のほうの受け皿として迅速に対応できるようということで、予算計上させております。

以上でございます。（「はい、ありがとうございました。もう1点よろしいですか」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） 星野孝之君。

〔1番 星野孝之君発言〕

○1番（星野孝之君） 12ページの補助金、農業振興費ですね。振興費の中の春駒乃里商標登録更新手数料補助金ですけれども、この春駒乃里の商標の権利者と更新手数料というのは多分10年たって更新しなければならないという時期だと思えますけれども、それに対しての補助金に対する補助金を支払うという理由づけを教えてくださいませんか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 小林 巧君発言〕

○田園整備課長（小林 巧君） この春駒の里につきましては、商標登録がまず切れまして、その登録料の手数料について4万円を補助金として交付する予定でございます。

〔1番 星野孝之君発言〕

○1番（星野孝之君） その権利者である生産組合の正式名称と、あとそこに更新手数料という補助金を出す理由と、なぜ4万円なのかという理由も教えてくださいませんか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 小林 巧君発言〕

○田園整備課長（小林 巧君） 6款農林水産業費、3目農業振興費、19節団体等補助金の春駒の里商標登録更新手数料補助金についての補助金交付団体につきましては、五反田生産組合でございます。補助する内容につきましては、商標登録更新には8万2,000円を要するところ、更新料のうち4万円を補助し、その他免許料等は組合が負担するものでございます。川場村はおよそ10年前から6次産業の推進に力を入れておりまして、ブランドのひとつとして商標登録の必要性を感じ取得してきました。また、6次産業の推進には商標登録の更新は重要な事項であります。門前地区の丸干し芋は独自の方法で生産され、川場村での農産物のブランド化を今後も応援していきたいと考えておりますので、以前同様に対応させていただきたいと思っております。議員各位におかれましても特段のご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。質問の回答とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 報告第1号 平成30年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、報告第1号 平成30年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております報告第1号 平成30年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成30年度から繰越明許費として令和元年度に繰り越した村道谷地生品線橋梁新設事業1億6,076万9,000円、村道奥太郎線道路及び橋梁新設事業7,130万円、門前橋修繕事業2,607万8,000円、川場小学校冷房設備整備事業2,169万8,000円、川場中学校冷房設備整備事業999万4,000円、以上5件総額2億8,983万9,000円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成30年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

---

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

また、6月12日は議事の都合により、開議時刻を繰り下げ、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時06分散会